

市立小・中学校等体育施設 利用上の手続きおよび注意事項

1. 市立小・中学校の夜間等利用手続き

・利用登録証について

同施設の夜間等利用には、「利用登録証」が必要となります。利用登録は、藤枝市役所 東館4階 スポーツ振興課へ申請書を提出してください。（預金通帳もご持参ください）

・利用予約について

市役所や各地区交流センターなどを会場に、各団体の利用日を決定する「利用者調整会議」を開催しています。その後は会議の翌日午後から、スポーツ振興課で利用予約ができます。

※会議の場以外の利用予約は、各地区交流センターなどの施設ではできません。

※「利用者調整会議日程表」は、スポーツ振興課で配布しています。

2. 利用予約後の手続き

①使用料の支払い

利用予約時に、納付書をお渡しします。

予約してから**1週間以内**に、最寄りの金融機関で使用料をお支払いください。

振り込みを確認できなければ、施設の利用はできません。

②体育館の鍵の借り方

・鍵管理が学校の場合

各学校の事務室に、当日、鍵を取りに行ってください。

なお、休日に使用する場合は、学校が開いている日に借りに行ってください。

※各団体が直接、鍵を借りてください。団体間で鍵の貸し借りはしないでください。

・鍵管理が個人宅の場合

管理人宅まで鍵を取りに行き、利用後は速やかに返却ください。

また、学校ごとに貸し出しのルールがあります。必ず借用時に確認し、厳守してください。

③岡部体育館の利用について

岡部支所分館で鍵の貸し出しをします。

利用状況をチェックするため、隣の団体がすでに鍵を空けている場合でも、**利用前に必ず岡部支所分館で受け付け**をしてください。

④藤枝市民岡部テニスコートの利用について

岡部支所分館でテニスコート入口の鍵と支柱ハンドルを貸し出します。

利用状況をチェックするため、**利用前に必ず岡部支所分館で貸出簿に○印を記入**してください。

3. 貸し出し備品について

体育館の貸し出し備品は、ネット・支柱のみで、グラウンドはゴールのみです。

テニスネットは、岡部支所分館で貸し出しをします。

ボールなどその他のものは利用するチームで準備してください。

4. その他

学校の場合、次の日は児童・生徒が授業で利用します。

使用後は、体育館利用者はモップを、グラウンド利用者はとんぼをかけて、元のとおりにしてください。

詳しくは、各学校またはスポーツ振興課にお問い合わせください。

5. 利用を取りやめるとき

●雨天等によりグラウンドが使用できないとき

夜間照明管理人に連絡をしてください（管理人からスポーツ振興課へ報告があります）。
使用料は、登録口座に返金します。（使用日の翌月末頃の振り込み）

※グラウンドの状況確認は、夜間照明管理人に連絡してください。

管理人の連絡先については、スポーツ振興課へお問い合わせください。

●雨天等によりテニスコートが使用できないとき

雨天やチームの都合により利用しない場合は 必ず岡部支所分館(054-667-3755)へ中止の連絡を。
雨で中止の場合、使用料は登録口座に返金します(使用日の翌月末頃の振り込み)。

チームの都合などによる中止の場合は、返金しません。

●都合により取りやめるとき

スポーツ振興課で手続きをしてください。

利用予定日の5日前(土・日・祝除く)までに取消願を提出された場合のみ、登録口座に返金します。

なお、ファックスでは手続きできません。

※急な取り消しの場合は、鍵・照明管理者に必ず連絡をお願いします。

6. 利用上の注意

- ①利用時間は **19:00～21:00** です。（体育館・柔剣道場は **21:00** までに清掃を終え、施設の外へ）
利用終了後は、施設や設備を元の状態にし、清掃するとともに戸締まりや消灯、施錠の確認などをし、速やかに学校敷地内より退出してください。
- ②器具や施設を汚損・破損した場合は、学校またはスポーツ振興課に申し出て、速やかに弁償・修復してください。
- ③学校・施設の使用規定を守ってください。学校敷地内は**全面禁煙**です。
なお、応援やその他の来場者にも十分注意を促してください。
- ④サッカーゴールについては特に注意してください。（移動させた場合で、元に戻す際、必ず重りを）
- ⑤試合等で車台数が多くなる場合は駐車場整理係を置くなど、混乱のないようにしてください。
また、騒音等、周囲住民に迷惑にならないようにしてください。
- ⑥車上狙い防止のため、車内に貴重品を置かないようにしてください。
- ⑦器具等は正しい使用をお願いします。小さなお子様については、保護者が付き添ってください。
- ⑧校舎や体育館の裏側等への立ち入りは禁止します。
- ⑨団体の登録内容に変更があった場合は、速やかにスポーツ振興課窓口へ届け出してください。
- ⑩スポーツ安全保険の加入をおすすめします。加入用紙は、スポーツ振興課や各地区交流センターにあります。

【参考】施設使用料金 ※市内スポーツ団体の場合

施設名	市内小中学校体育施設 (利用時間午後7～9時)		岡部体育館 ※時間帯により 料金が異なる	藤枝市民岡部 テニスコート (半日:1面)
	体育館(半面)・柔剣道場	グラウンド		
使用料	540円	2,130円	料金表をご確認ください	1面275円 (10円未満は切り捨て)

※生涯学習センターグラウンド・中央小南グラウンド・
大井川河川敷スポーツ広場は無料です

藤枝市役所 **スポーツ振興課** (東館 4F)
〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11-1
TEL:054-643-3126 (直通)
FAX:054-643-3327